

「大阪府立大学役員報酬規程」の改正概要

理事長・理事の給料に係る減額措置

大阪府では、平成 20 年 6 月に策定された大阪府の財政再建プログラム案に基づく人件費削減のため、平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間、職員の給料等の特例減額を行っている。

法人においてもこれに準じ、理事長及び理事の給料の額について、減額措置（16%減額）するものである。

なお、減額率については、理事長及び理事の待遇は、府職員の指定職相当と定められており、指定職の減額率（16%減）に従っている。

【施行期日：平成 20 年 8 月 1 日】

「大阪府立病院機構役員報酬等規程」の改正概要

理事長・副理事長の給与に係る減額措置

大阪府では、平成 20 年 6 月に策定された財政再建プログラム案に基づく人件費削減のため、平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間、知事等の給料等の特例減額を行っている。

法人においてもこれに準じ、理事長及び副理事長の基本給の額について、減額措置（理事長：20%減、副理事長：18%減）するものである。

なお、減額率については、理事長及び副理事長の待遇は、副知事相当及び教育長相当と定められており、それぞれの減額率（副知事：20%減額、教育長：18%減額）に従っている。

【施行期日：平成 20 年 8 月 1 日】

非常勤役員（監事）手当の月額化

非常勤役員手当の支給を受ける役員は、現在、監事（2 名）のみである。監事は、理事会出席及び監査業務に従事するため、日額での支給基準を設定しているが、実際には、法人から日常的に各種相談や問合せ等を行い、これらに対応（無償）していただいていることから、このような勤務実態に合わせるため、手当の月額化を行う。

なお、手当の金額については、平成 19 年度に全理事会に出席した監事への支払実績をもとに、月額 50,000 円とする。

【施行期日：平成 20 年 10 月 1 日】

平成 19 年度の支払実績額

40,000 円（日額）× 16 日 = 640,000 円 ÷ 12 か月 = 約 50,000 円

他法人での事例は、次ページの＜参考＞をご参照ください。

大阪府立病院機構役員報酬等規程の改正について

< 他の独立行政法人における監事報酬の事例 >

監事が常勤又は非常勤・報酬が月額的事例

地方独立行政法人宮城県立こども病院（非常勤）	・月額：50,000 円
地方独立行政法人那覇市立病院（非常勤）	・月額：50,000 円
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（非常勤）	・月額：50,000 円
独立行政法人国立文化財機構（非常勤）	・月額：120,000 円
独立行政法人日本学術振興会（常勤・非常勤）	（常勤） ・月額：709,000 円 （非常勤） ・月額：97,000 円
国立大学法人筑波大学（常勤・非常勤）	（常勤） ・月額：654,000 円 （非常勤） ・月額：160,000 円
国立大学法人京都大学（常勤・非常勤）	（常勤） ・月額 571,000 円から 780,000 円の 範囲内で総長が定める額 （非常勤） ・月額 171,600 円から 686,400 円の 範囲内で総長が定める額
国立大学法人神戸大学（常勤・非常勤）	（常勤） ・月額：533,000 円～728,000 円ま での範囲内で理事長が定める額 （非常勤）勤務形態を考慮して決定 ・年額：1,776,000 円 ・月額：148,000 円 ・日額：37,000 円

監事が非常勤・報酬が日額的事例

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	・日額：30,000 円
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	・日額：30,000 円
独立行政法人国立環境研究所	・日額：37,000 円
公立大学法人大阪府立大学	・日額：40,000 円

監事が常勤・報酬が月額的事例

独立行政法人国立病院機構	・月額：728,000 円
国立大学法人大阪大学	・月額：728,000 円